

### 第3回新潟市公文書管理条例検討委員会 会議概要

会議名	第3回新潟市公文書管理条例検討委員会
日 時	令和2年8月31日（月）14時00分～15時45分
場 所	新潟市役所本館6階 第2委員会室 （新潟市中央区学校町通1番町602番地1）
出席者 （敬称略） （五十音順）	<p>検討委員会委員</p> <p>伊原 真千子（弁護士／新潟市情報公開制度運営審議会 委員）</p> <p>小田 信雄（新潟市南区自治協議会 会長／ 新潟市区自治協議会会長会議 座長）</p> <p>早川 和宏（弁護士／東洋大学副学長・法学部教授）</p> <p>宮平 さやか（日本アーカイブズ学会登録アーキビスト／ 豊島区総務課文書グループ公文書等専門員）</p> <p>森野 智美（相模原市総務局情報公開課 総括副主幹）</p> <p>※早川委員、宮平委員はリモートによる参加</p> <p>新潟市事務局 総務部総務課</p> <p>斉藤 淑子 課長（部次長）</p> <p>袖山 直也 課長補佐（副参事）</p> <p>渡邊 康成 係長（主幹）</p> <p>三條 高裕 主査（市政情報室係長相当）</p> <p>騰川 瑛介 副主査</p> <p>阿部 隼人 主事</p> <p>文化スポーツ部歴史文化課</p> <p>遠藤 和典 課長（参事）</p> <p>松本 有希 課長補佐</p> <p>長谷川 伸 主幹</p> <p>高橋 純 主査</p>
傍聴者	1名
報 道	1社（1名）

会議内容	1. 開会 2. 資料説明 3. 意見交換、質疑応答 4. 閉会
配布資料	(1) 委員名簿 (2) 席次表 (3) 説明資料 (4) (仮称) 新潟市公文書管理条例の素案 (5) (仮称) 新潟市公文書管理条例案の概要 (6) 新潟市公文書管理条例 検討委員会 委員意見

## 1. 開会

## 2. 資料説明

### 事務局

～配布した「説明資料」、「新潟市公文書管理条例の素案」、「新潟市公文書管理条例案の概要」、「新潟市公文書管理条例 検討委員会 委員意見」について説明～

## 3. 意見交換、質疑応答

### 早川委員

委員意見1ページ目のところで、行政文書の話だとは思いますが、行政文書という言葉と公文書という言葉が出てきている。使い分けについて確認いただきたい。

### 事務局

承知した。行政文書に修正する。

### 早川委員

委員意見5ページ目の選別基準について、規則で規定するとのことだが、これは実施機関ごとに定める規則で規定するという理解でよろしいか。

### 事務局

そのとおりだ。

### 早川委員

委員意見7ページ目の目録請求について、対応のところで「目録請求とはせず」と記載されているが、目録作成できるものについては、目録で請求してもらって構わないのではないか。「目録請求に限定せず」のような表現はいかがか。

### 事務局

承知した。

#### 早川委員

委員意見 7～8 ページ目の時の経過について、昨今の新型コロナウイルス感染症からも分かるように、差別意識という問題は未だに日本では残っており、このことは過去の事象についても生じかねない。特に、先祖代々続いている地域では、祖先のことを今生きている人に同一視してしまう可能性があるため、特定歴史公文書として公開するか否かの判断が難しくなるところである。加えて、地域によって考え方が変わってくるところでもあるので、審議会委員には地域問題に詳しい人が入り、その時々で判断できると良い。

また、委員意見 9 ページ目のコンプライアンスについて、国では行政機関などが管理状況を内閣総理大臣に報告して、内閣総理大臣がこれを取りまとめて年に 1 回公表している。しかし、国が公表しているものはあくまでも自己申告されたものだけであるので、新潟市が想定している文書の管理状況の審議会報告、公表というところで一段階工夫した対応をとれると良い。

#### 小田委員

広域合併前に新潟市史をはじめ各自治体で市史・町史が編さん・発行されたが、それらの取扱いは今後どうなっていくのか。

#### 事務局

現在も歴史文化課で管理しているところだが、新潟市公文書管理条例が制定され、新潟市文書館が完成した後は、さらに活用いただけるよう努めていく。具体的などは今後検討していくので、またご指導いただきたい。

#### 伊原委員

恣意的運用を中心に過去 2 回の検討委員会で質問してきたが、よく考慮いただき前向きな内容になってきたように思う。

特に、電子メールの取扱いについて、原則全て行政文書であり、例外はリストで提示するという整理は分かりやすい。今後、具体的なリストについて検討されることを期待している。

#### 宮平委員

今後、各実施機関で規程を定めていくことになると思うが、単に準用規程だとうまくいかないところもあるように思う。特に、学校等教育関係の文書は独特な面もあるので、定めていく上でサポートしてあげられると良い。

また、新潟市では文書管理システムを導入されているということだが、システムの機能そのものに修正や閲覧等の制限を設けることで、コンプライア

ンスを遵守した文書管理ができると思う。

**事務局**

学校文書について、現在規程で定めているが、細かい部分も含めて、できるだけ早いうちに具体案をお見せし、ご指導いただいた上でより良いものにしていきたい。

**宮平委員**

学校だと文書管理の設備が整っていない可能性が高く、先生の机の引出しや校長室など、文書が分散して管理されていることが想定される。このことは情報共有を妨げ、学校としての危機管理に影響を及ぼす恐れがあるので、考えなければいけないところである。

**事務局**

承知した。

**森野委員**

今後、文書分類表を基にファイル管理簿を公表していくことになると思うが、文書分類表の取扱い及び条例制定に向けた理念的部分と実務的部分のすり合わせが課題となってくる。

また、出資法人等の文書管理については、説明会を開催したり、管理に係る規程のモデル案提示などが必要になってくると思う。

**小田委員**

教育委員会は行政としての面、教育機関としての面、教育現場としての面というように非常に複雑な面を抱えているため、文書管理のルールをどう整理をしていくか。ここは重要な課題であるように思う。

また、指定管理者等については、市のルールで管理すべきところと、管理者独自のルールで管理するところがあるはず。ここをどう整理していくかというところはポイントになるように思う。

**事務局**

承知した。学校文書については調査を進めているところであり、早めの検討が必要だと認識している。

小田委員

実施機関の中には、行政の管理が届かない文書も出てくるはず。そこを条例施行後どう捉えていくかという問題も出てくると思う。

事務局

承知した。

宮平委員

特定歴史公文書の公開について、存否応答拒否は回答として存在するの  
か。

事務局

現状としては存在すると考えている。

早川委員

国の場合は目録請求のため、存否応答拒否という考え方自体がない。目録  
請求以外の請求にも対応すると、理屈上、存否応答拒否の考え方が出てくる  
が、特定歴史公文書については時の経過を考慮することから、通常の情報公  
開における存否応答拒否の考え方と少し異なると考えるべき。

事務局

承知した。

#### 4. 閉会

～終了～